

今別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

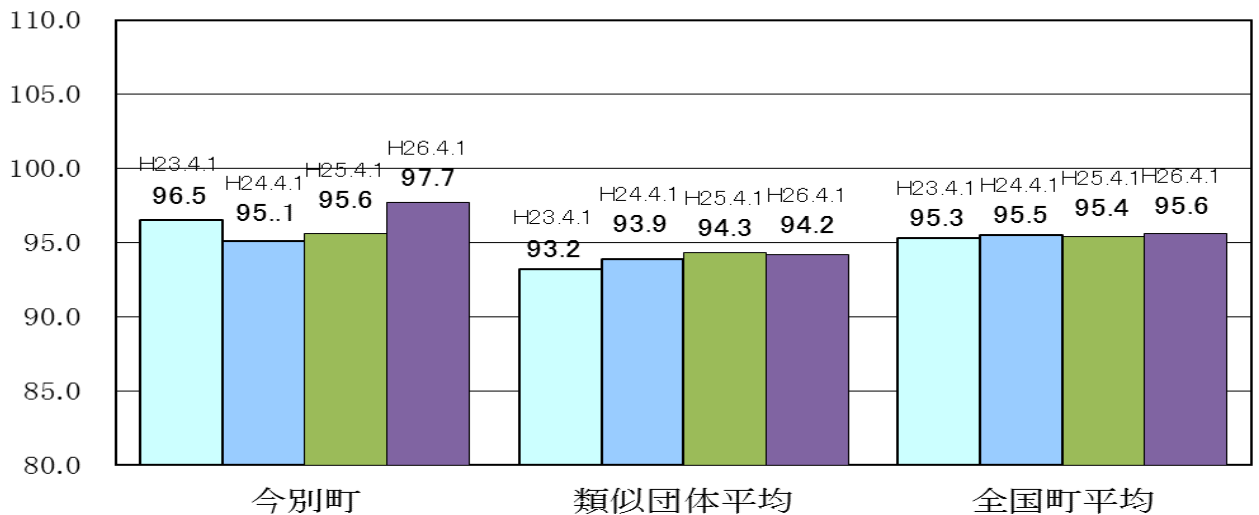
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 3,110	千円 2,999,749	千円 143,021	千円 516,977	% 17.23	%
						22.40

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団体 (I-1)平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 49	千円 193,650	千円 15,990	千円 75,647	千円 285,287	千円 5,822	千円 5,354

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・給料独自削減の終了に伴う変動

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準が支給対象地域外のため、今別町において支給対象外。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
△△市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国準拠により見直しを実施。単身赴任手当については、県準拠により見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
今別町	47.6歳	336,800円	359,000円	356,541円
青森県	43.5歳	334,700円	402,886円	366,659円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.9歳	304,640円	344,641円	329,856円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
〇〇市	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
〇〇県	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
国	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
〇〇市	—	—	—
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成〇～〇年の3年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
〇〇市	歳	円	円
〇〇県	歳	円	円
類似団体	歳	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		今 別 町	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	円	円	—
	中学卒	円	円	—
教 育 職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—
〇 〇 職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

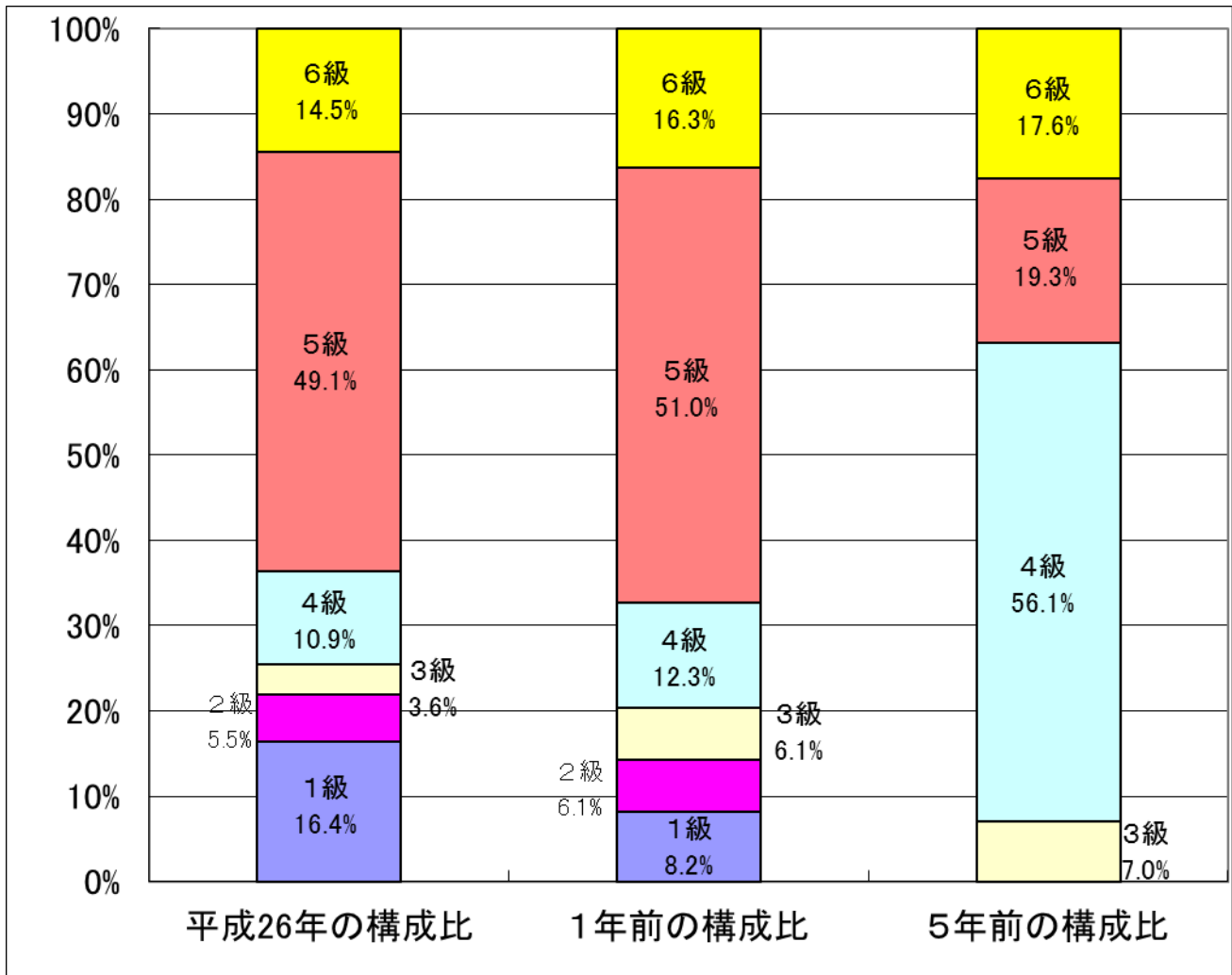
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	406,100 円	円
	高校卒	239,200 円	311,800 円	359,000 円	394,900 円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事	9 人	16.4 %	137,600 円	244,900 円
2 級	高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事	3 人	5.5 %	187,700 円	308,000 円
3 級	主任の職務	2 人	3.6 %	224,600 円	354,700 円
4 級	総括主幹、主幹の職務	6 人	10.9 %	263,500 円	388,300 円
5 級	事務局長、次長の職務 困難な業務を所掌する総括主幹、主幹の職務	27 人	49.1 %	290,700 円	400,600 円
6 級	参事、課長、出納室長の職務	8 人	14.5 %	322,100 円	422,600 円

- (注) 1 今別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価未実施のため、昇給区分による差は設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

今別町	青森県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,527千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,497千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役割加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役割加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況 能力・業務に基づく「人事評価制度」の導入に向けて検討を進めている。
2. 勤務手当の勤務成績の反映状況 現在、勤務状況による若干の差を設けているが、今後、人事評価システムの導入により適切な評価が可能になり次第、反映していく。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

今 別 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期特別措置：3%～45%加算			・定期前早期退職特別措置：2%～45%加算		
1人当たり平均支給額		23,614千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（〇年4月1日現在）

支給実績（〇年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（〇年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレス指数			〇〇.〇	
(ラスパイレス指数)			(●●.●)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			8,955千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			8,955,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			1.6%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療	4,770千円	月額 530,000円
地域手当	医師	医師として常時勤務	1,350千円	月額 150,000円
研究手当	医師	医師として常時勤務	1,350千円	月額 150,000円
特別診療手当	医師	医師として常時勤務	990千円	月額 110,000円
介護保険手当	医師	介護保険意見書を作成	495千円	月額 55,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,408千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	91千円
支給実績（24年度決算）	509千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	86千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 6,500円 1人目配偶者なし 11,000円 2人目以降 6,500円 ・ 16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 加算 5,000円 	同		5,564千円	231,800円
住居手当	借家1,000円～27,000円	同		1,116千円	279,000円
通勤手当	交通機関利用者 4,000円～50,000円 交通用具利用者 1,000円～11,000円	異	国 交通用具利用者 2,000円～ 24,500円	927千円	46,300円
管理職手当	参事 20,000円 総務課長 15,000円 総務課長以外の課長 10,000円 次長 5,000円 今別診療所長(医師) 70,000円	異		1,260千円	96,000円
休日勤務手当	なし			千円	円
産業教育手当	なし			千円	円
寒冷地手当	扶養親族1～2以上 17,800円 扶養親族なし 10,200円 その他職員 7,360円	同		3,082千円	57,000円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	630,000 円 (750,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 750,000円 / 515,000円		
	副 町 長	506,600 円 (596,000 円)	635,000円 / 497,000円		
	教 育 長	462,000円 (525,000円)	円 / 円		
報 酬	議 長	249,850円 (263,000円)	300,000円 / 160,000円		
	副 議 長	213,750円 (225,000円)	245,000円 / 140,000円		
	議 員	204,250円 (215,000円)	223,000円 / 127,400円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(25年度支給割合) 2.95 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×在職月数×44.5/100	13,759,200円	任期满了毎	
	教 育 長	給料月額×在職月数×26.5/100	6,443,952円	任期满了毎	
		給料月額×在職月数×22.5/100	4,989,600円	任期满了毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

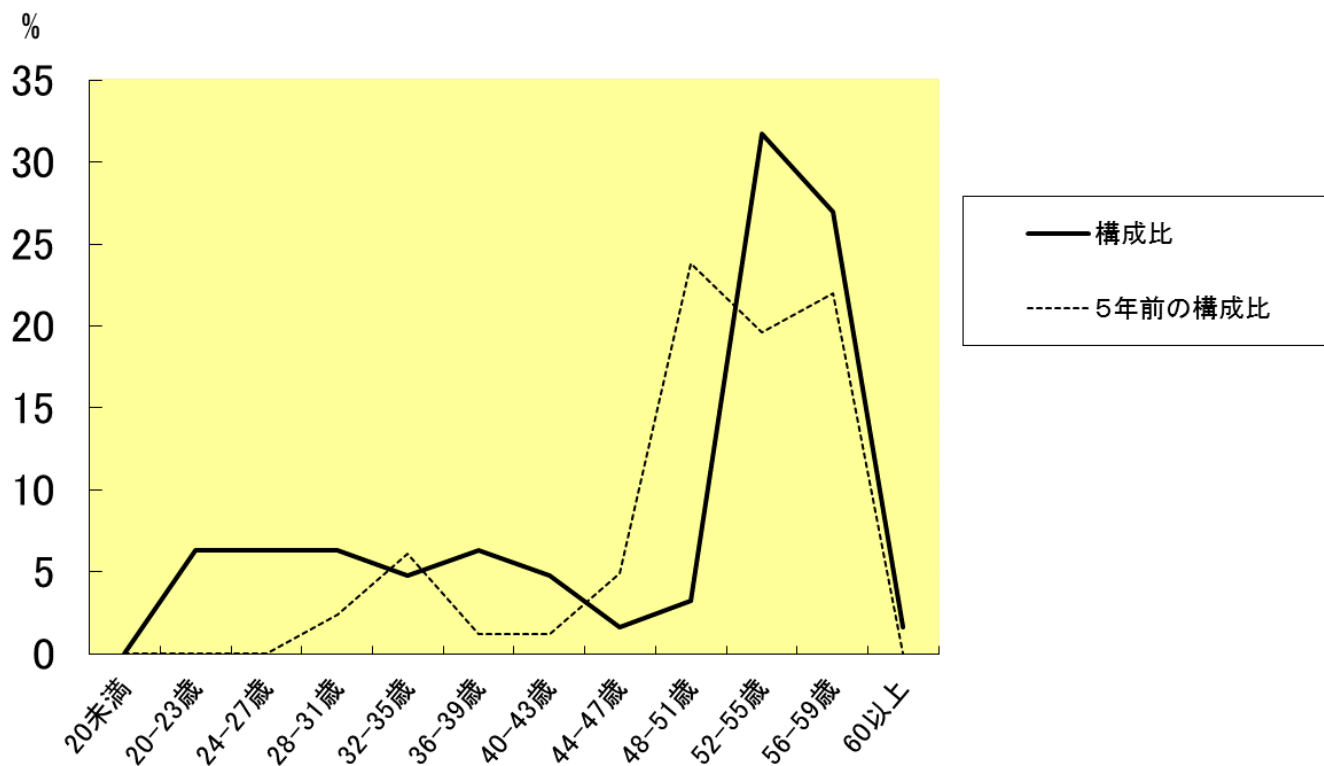
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	事務増による増員
		総 務	21	22	1	
		税 務	3	3	0	
		農 林 水 産	6	6	0	
		商 工	4	2	△ 2	
		土 木	4	3	△ 1	
		民 生	3	3	0	
		衛 生	4	4	0	
	計	47	45	△ 2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 144.69 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 149.95人)	
	教育部門	5	5	0		
消防部門	0	0	0			
小 計	52	50	△ 2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 160.77 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 175.59人)		
公 営 会 社 等 部 門	病 院 水 道 そ の 他		4	4	0	
			2	2	0	
			7	7	0	
小 計	13	13	0			
合 計			65	63	△ 2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 人
			[98]	[98]	[-]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	4人	4人	4人	3人	4人	3人	1人	2人	20人	17人	1人	63人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	54	51	50	48	47	45	▲9 (16.6%)
教育	13	12	8	6	5	5	▲8 (61.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	67	63	58	54	52	50	▲17 (25.3%)
公営企業等会計計	15	13	11	11	13	13	▲2 (13.3%)
総合計	82	76	69	65	65	63	▲19 (23.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。